

新型コロナウイルス関連情報
(オーストリアにおける新型コロナウイルス・ワクチンの接種義務化)

新型コロナウイルス・ワクチン接種義務化法案が可決・公布されました。

1 対象年齢は18歳以上です。オーストリアに居住する全ての者が対象となります。

2 接種義務化は3段階に分けて導入されます。

○第1段階(2月5日から3月15日まで)

導入段階として、この措置について全世帯に文書で通知する。

○第2段階(3月16日以降)

道路での検問等により警察官による確認が行われる。

ワクチン接種を受けていないことが判明すると、2週間以内に接種したこと、または例外適用を受けることを証明できない場合、罰金(行政罰)が科される。

○第3段階(疫学上必要な状況となった場合)

未接種者には接種日が割り当てられ、それを守らない場合は自動で違反通知が発行され、接種を履行しない場合、または例外適用を受けることを証明できない場合、罰金(行政罰)が科される。なお、第3段階の実施には議会の承認が必要。

3 罰金(行政罰)額は、略式手続きの場合最大600ユーロ、正式手続きの場合最大3,600ユーロとなります。なお、支払わない場合の自由刑は規定されていません。

4 妊娠中、健康上の理由等でワクチン接種を受けられない場合や、感染から回復した場合(陽性判明から180日間)は、接種義務が免除される場合があります。その場合、医師等の診断書が必要となります。その他、接種の免除に関する詳細につきましては、お住まいの地域の保健当局へお問い合わせください。

(問い合わせ先)

○在オーストリア日本国大使館

住所: Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話: (市外局番01)531920

Fax: (市外局番01)5320590

ホームページ: https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>